

近代前期における 水産資源の「保護繁殖」政策 漁業史における 1880～1890 年代

The Protective Reproduction Policy of Fishery Resources
in the First Half of the Modern Ages

高橋美貴

はじめに

- ①水産資源の「保護繁殖」政策とはなにか
- ②水産資源の「保護繁殖」政策と警察
- ③近世における「一品両名」行為

むすびにかえて

【論文要旨】

本稿は、19世紀末——具体的には1880年代——以降、農商務省の主導のもと各府県によって進められた水産資源の保全政策（「保護繁殖」政策）を、①当該政策が明治政府の勧業政策史上において占める位置と②実際の「生業」活動の現場で当該政策を受けとめることとなる漁民たちの立場、という二つの視点から位置づけたものである。

本稿では「保護繁殖」政策を、〈多額の財政支出を伴う水産技術の高度化〉ではなく、〈資源保全を通した水産資源量そのものの増強による水産業の育成政策〉と定義し、在来の伝統的生産技術の見直しなど「金をかけずに最大の勧業的効果」を狙うという明治政府による勧業政策の転換と連動して、1880～1890年代にかけて進められた水産政策であったと位置づける。そのうえで20世紀初頭に至り、水産政策の比重が「保護繁殖」から水産技術の高度化にシフトしてゆくこと—すなわち〈水産資源量の増強による水産業育成〉から〈技術的高度化による水産業育成〉へと転換してゆくことを展望した。

一方で、「保護繁殖」政策は、特定漁具の使用禁止や禁漁区の設定などという形で実施されることが多く、実際の政策現場においては生業抑圧的な側面を持った。当該政策は、水産資源を経済性の高い「主産」魚と経済性の低い非「主産」魚とに区分し、そのうえで非「主産」漁業に禁漁などの犠牲を強いつつ、「主産」魚の「保護繁殖」を優先的に進めようとする。具体的には、非「主産」漁業に乱獲漁業というレッテルを貼り、警察機構を導入しつつ、それを禁則漁業として押しつぶしてゆくのである。この結果、「保護繁殖」政策は、近世以来継承してきた、非「主産」漁業を含む水面の多様な利用体系およびそれをめぐって形成されてきた生業・生活世界への圧力という形で表れることとなった。